

新潟県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第44号

新潟県漁業調整規則の一部改正

新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目並びに表の項の表示に下線が引かれた号及び号の細目並びに表の項（以下「移動後号等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中号及び号の細目並びに表の項の表示に下線が引かれた号及び号の細目並びに表の項（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目並びに表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
(禁止区域等) <b>第36条</b> 何人も、次の各号に掲げる河川の区分に応じ、当該各号に定める水面においては、水産動植物を採捕してはならない。 (1) 荒川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u> <u>ア 北緯38度 6分34.1秒東経139度29分28.0秒の点</u> <u>イ 北緯38度 6分25.1秒東経139度29分20.8秒の点</u> <u>ウ 北緯38度 6分40.9秒東経139度29分16.3秒の点</u> <u>エ 北緯38度 6分31.5秒東経139度29分8.5秒の点</u> (2) 胎内川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u> <u>ア 北緯38度 2分41.5秒東経139度28分11.9秒の点</u> <u>イ 北緯38度 2分43.4秒東経139度28分7.1秒の点</u> <u>ウ 北緯38度 2分58.8秒東経139度28分12.1秒の点</u> <u>エ 北緯38度 2分57.7秒東経139度28分6.3秒の点</u> (3) 胎内川 <u>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</u>	(禁止区域等) <b>第36条</b> 何人も、次の各号に掲げる河川の区分に応じ、当該各号に定める水面においては、水産動植物を採捕してはならない。 (1) 荒川 <u>村上市地内荒川用水取入れせき上流端から上流50メートル、下流端から下流300メートルの間の水面（魚道を含む。）</u> (2) 胎内川 <u>胎内市地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流300メートルの間の水面（魚道を含む。）</u> (3) 胎内川 <u>胎内市地内樽カ橋上流端から上流100メートル、下流端から下流300メートルの間</u>

ア 北緯38度 3分46.9秒東経139度27分17.8秒  
の点

イ 北緯38度 3分44.7秒東経139度27分13.6秒  
の点

ウ 北緯38度 3分56.7秒東経139度27分6.1秒の  
点

エ 北緯38度 3分54.4秒東経139度27分4.7秒の  
点

(4) 加治川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線  
からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度52分33.1秒東経139度24分19.6秒  
の点

イ 北緯37度52分31.1秒東経139度24分16.6秒  
の点

ウ 北緯37度52分36.0秒東経139度24分14.5秒  
の点

エ 北緯37度52分33.5秒東経139度24分12.2秒  
の点

(5) 加治川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線  
からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度53分6.0秒東経139度23分43.4秒の  
点

イ 北緯37度53分6.8秒東経139度23分40.0秒の  
点

ウ 北緯37度53分11.9秒東経139度23分46.2秒  
の点

エ 北緯37度53分13.1秒東経139度23分41.6秒  
の点

(6) 加治川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線  
からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度58分3.8秒東経139度20分53.2秒の  
点

イ 北緯37度57分59.2秒東経139度20分46.3秒  
の点

ウ 北緯37度58分15.1秒東経139度20分41.7秒  
の点

エ 北緯37度58分11.1秒東経139度20分34.2秒  
の点

の水面

(4) 加治川 新発田市地内大庄屋江頭首工えん堤  
上流端から上流50メートル、下流端から下流100  
メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(5) 加治川 新発田市地内加治川第1頭首工えん  
堤上流端から上流50メートル、下流端から下流  
150メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(6) 加治川 新発田市地内加治川第2頭首工えん  
堤上流端から上流150メートル、下流端から下流  
300メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(7) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度42分1.9秒東経139度23分22.9秒の点

イ 北緯37度41分55.5秒東経139度23分31.6秒の点

ウ 北緯37度41分37.4秒東経139度23分8.5秒の点

エ 北緯37度41分34.9秒東経139度23分19.2秒の点

(8) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度41分47.1秒東経139度22分48.6秒の点

イ 北緯37度41分50.3秒東経139度22分42.1秒の点

ウ 北緯37度42分9.8秒東経139度22分49.9秒の点

エ 北緯37度42分4.8秒東経139度22分37.9秒の点

(9) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度42分32.9秒東経139度28分14.6秒の点

イ 北緯37度42分28.7秒東経139度28分24.4秒の点

ウ 北緯37度42分18.0秒東経139度28分41.2秒の点

エ 北緯37度42分22.0秒東経139度28分37.4秒の点

(10) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度41分40.4秒東経139度34分6.3秒の点

(7) 阿賀野川 東蒲原郡阿賀町地内東北電力株式会社揚川発電所えん堤上流端から上流800メートル、放水口下流端から下流750メートルの地点に管理者が建設した標柱より対岸250度を見通した線間の水面（発電所放水路及び魚道を含む。）

(8) 阿賀野川 東蒲原郡阿賀町地内東北電力株式会社鹿瀬発電所えん堤上流端から上流400メートル、下流端から下流1,100メートルの間の水面（発電所放水路及び魚道を含む。）

(9) 阿賀野川 東蒲原郡阿賀町地内東北電力株式会社豊実発電所えん堤上流端から上流400メートル、下流端から下流900メートルの間の水面（発電所放水路及び魚道を含む。）

イ 北緯37度41分33.6秒東経139度34分3.5秒の点

ウ 北緯37度42分14.7秒東経139度34分12.6秒の点

エ 北緯37度42分15.2秒東経139度34分5.5秒の点

(11) 阿賀野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度44分18.6秒東経139度17分0.6秒の点

イ 北緯37度44分9.7秒東経139度17分2.8秒の点

ウ 北緯37度44分19.8秒東経139度16分49.9秒の点

エ 北緯37度44分7.4秒東経139度16分51.7秒の点

(12) 信濃川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度53分42.7秒東経139度0分52.5秒の点

イ 北緯37度53分48.9秒東経139度0分43.8秒の点

ウ 北緯37度53分57.5秒東経139度1分2.3秒の点

エ 北緯37度54分1.5秒東経139度0分52.4秒の点

(13) 信濃川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度36分19.6秒東経138度50分35.9秒の点

イ 北緯37度36分23.3秒東経138度50分30.8秒の点

ウ 北緯37度36分28.9秒東経138度50分46.9秒の点

エ 北緯37度36分33.0秒東経138度50分42.0秒の点

(10) 阿賀野川 五泉市及び阿賀野市地内北陸農政局阿賀野川頭首工上流端から上流60メートル、下流端から下流200メートルの間の水面（魚道を含む。）

(11) 信濃川 新潟市地内信濃川水門左岸上流20メートルの地点の水位測定塔から対岸インペックスエンジニアリング株式会社の排水樋管<sup>ひ</sup>を通した線から信濃川水門上流端までの間の水面及び信濃川水門下流端から下流400メートルまでの間の水面（魚道及び閘門<sup>こう</sup>を含む。）

(12) 信濃川 燕市地内信濃川新洗せき上流端から下流400メートルの間の水面

(14) 信濃川 次に掲げるア、イ及びウの点を結んだ線によって囲まれた水面

ア 北緯37度17分47.0秒東経138度48分26.2秒の点

イ 北緯37度17分57.1秒東経138度48分28.4秒の点

ウ 北緯37度17分51.4秒東経138度48分20.9秒の点

(15) 信濃川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度 3分54.6秒東経138度41分45.1秒の点

イ 北緯37度 4分8.3秒東経138度41分44.8秒の点

ウ 北緯37度 3分50.4秒東経138度42分23.4秒の点

エ 北緯37度 3分57.4秒東経138度42分22.8秒の点

(16) 関屋分水路 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から下流海に至る間の水面

ア 北緯37度54分24.4秒東経139度 0分12.1秒の点

イ 北緯37度54分28.0秒東経139度 0分21.8秒の点

(17) 大河津分水路 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から下流海に至る間の水面

ア 北緯37度39分48.5秒東経138度47分24.4秒の点

イ 北緯37度39分42.0秒東経138度47分20.0秒の点

(18) 大河津分水路 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

(13) 信濃川 小千谷市地内東日本旅客鉄道株式会社小千谷発電所放水口から上流25メートルの点、同点から13度を見通した対岸に知事が建設した標柱及び放水口から下流160メートルの点を結ぶ線によって囲まれた水面（発電所放水路を含む。）

(14) 信濃川 十日町市地内東日本旅客鉄道株式会社千手発電所えん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流750メートルの間の水面（魚道を含む。）

(15) 関屋分水路 新潟市地内浜浦橋上流端から上流5メートル、下流海に至る間の水面（魚道及び閘門を含む。）

(16) 大河津分水路 長岡市地内大河津分水路第2床固上流端から上流200メートル、下流海に至る間の水面（魚道を含む。）

(17) 大河津分水路 燕市地内大河津分水路固定せき上流端から上流650メートル（右岸にあっては、1,050メートル）、下流端から下流1,400メートルの間の水面（魚道を含む。）

ア 北緯37度36分7.1秒東経138度50分23.3秒の点

イ 北緯37度36分21.7秒東経138度49分53.3秒の点

ウ 北緯37度37分32.0秒東経138度50分8.4秒の点

エ 北緯37度37分22.7秒東経138度49分47.7秒の点

(19) 五十嵐川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度32分26.9秒東経139度 7分9.0秒の点

イ 北緯37度32分23.1秒東経139度 7分6.9秒の点

ウ 北緯37度32分33.8秒東経139度 6分46.8秒の点

エ 北緯37度32分31.2秒東経139度 6分44.9秒の点

(20) 魚野川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯36度56分59.9秒東経138度48分20.4秒の点

イ 北緯36度56分57.8秒東経138度48分12.9秒の点

ウ 北緯36度57分7.1秒東経138度48分11.8秒の点

エ 北緯36度57分6.1秒東経138度48分9.3秒の点

(21) 破間川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度18分12.4秒東経139度 0分20.5秒の点

イ 北緯37度18分8.4秒東経139度 0分20.4秒の点

ウ 北緯37度18分10.6秒東経139度 0分7.1秒の点

エ 北緯37度18分7.4秒東経139度 0分8.2秒の点

(18) 五十嵐川 三条市地内八木橋上流端から上流200メートル、下流端から下流400メートルの間の水面

(19) 魚野川 南魚沼郡湯沢町地内東京電力ホールディングス株式会社石打発電所えん堤上流端から上流70メートル、下流端から下流200メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(20) 破間川 魚沼市地内東北電力株式会社藪神発電所えん堤上流端から上流50メートル、下流端から下流250メートルの間の水面 (魚道を含む。)

点

(22) 黒又川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度20分20.0秒東経139度4分57.8秒の点

イ 北緯37度20分19.6秒東経139度4分50.6秒の点

ウ 北緯37度20分31.0秒東経139度4分48.7秒の点

エ 北緯37度20分29.8秒東経139度4分47.1秒の点

(23) 平石川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度20分22.0秒東経139度5分44.6秒の点

イ 北緯37度20分18.3秒東経139度5分43.6秒の点

ウ 北緯37度20分21.5秒東経139度5分28.6秒の点

エ 北緯37度20分21.1秒東経139度5分24.1秒の点

(24) 早川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯37度1分58.9秒東経137度56分36.4秒の点

イ 北緯37度1分55.6秒東経137度56分35.3秒の点

ウ 北緯37度2分0.6秒東経137度56分26.8秒の点

エ 北緯37度1分56.4秒東経137度56分27.3秒の点

(25) 姫川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯36度56分21.7秒東経137度51分36.6秒

(21) 黒又川 魚沼市地内東北電力株式会社上条発電所えん堤上流端から上流100メートル、下流端から下流250メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(22) 平石川 魚沼市地内東北電力株式会社上条発電所えん堤上流端から上流100メートル、下流端から下流400メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(23) 早川 糸魚川市地内東北電力株式会社早川発電所えん堤上流端から上流100メートル、下流端から下流100メートルの間の水面 (魚道を含む。)

(24) 姫川 糸魚川市地内東京発電株式会社姫川第7発電所えん堤上流端から上流50メートル、下流端から下流大糸線姫川第3橋りょう上流端の間の水面 (魚道を含む。)

の点

イ 北緯36度56分18.7秒東経137度51分34.2秒

の点

ウ 北緯36度56分25.7秒東経137度51分26.4秒

の点

エ 北緯36度56分20.4秒東経137度51分27.5秒

の点

(26) 姫川 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯36度53分33.1秒東経137度51分50.8秒

の点

イ 北緯36度53分36.7秒東経137度51分44.6秒

の点

ウ 北緯36度53分45.5秒東経137度51分57.2秒

の点

エ 北緯36度53分49.4秒東経137度51分53.9秒

の点

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
(略)		
8 (略)		
9 (略)		
10 (略)		
11 (略)		
12 (略)		
13 (略)		
14 (略)		

2 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容

(25) 姫川 糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所えん堤上流端から上流200メートル、下流端から下流200メートルの間の水面(魚道を含む。)

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
(略)		
8 (略)		
9 にじます(全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
10 にじます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
11 (略)		
12 (略)		
13 (略)		
14 (略)		
15 (略)		
16 (略)		

2 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容

<p>とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の1の項（右欄に掲げる区域が海面であるものに限る。）、4の項及び<u>11の項から14の項まで</u>の規定は適用しない。</p> <p>3 何人も、内水面において、いわな、かじか、さくらます、さけ又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の1の項（右欄に掲げる区域が海面であるものに限る。）、4の項及び<u>13の項から16の項まで</u>の規定は適用しない。</p> <p>3 何人も、内水面において、いわな、かじか、さくらます、さけ、<u>にじます</u>又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。</p> <p>4 （略）</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。